

●裏面もご覧ください。

# 改造証明書・改造申立書

改造車両	標識番号		車名 (メーカー名)	
	車台番号		総排気量 (定格出力)	変更前の内容 ℓ kw

上記車両について、次のとおり(別紙のとおり)、変更しました。

変更理由			車輪数 <注1参照>	前輪 計	後輪 輪
	変更内容 <注2参照>	<input type="checkbox"/> エンジンの載せ替え <input type="checkbox"/> ボアアップ <input type="checkbox"/> 輪距を広げる <input type="checkbox"/> その他	改造内容を具体的にご記入ください。 総排気量 (定格出力)	変更後の内容 ℓ kw	

## 注2

【改造内容の記入例】 エンジンを形式A-1234から形式E-2345に変更。〇〇社製のキット△△(型番)を使用してボアアップ。輪距を55cmに広げてミニカーに改造。

【排気量変更で『軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書』に添付するもの(領収書・パンフレット等のコピーは、区が行います。)]

- ① 分解整備を行っても良い販売業者等や整備士免許(2級以上)有資格者が証明した改造の証明書(整備士免許有資格者が証明する場合は、整備士免許証の写し。)
- ② ①以外の場合、改造申立書と部品(エンジンやキット等)の領収書等と部品のパンフレット等(パンフレット等が無い又はパンフレット等に排気量の記載が無い場合は、排気量計算式にご記入ください。)

★ シリンダー改造の排気量計算式

$$\text{シリンダー内径 } D = \text{mm} \quad \text{ストローク(行程(高さ)) } LN = \text{mm} \quad \text{cc} \times \frac{1}{1,000} = \text{ℓ}$$

$$\left(\frac{D}{2}\right)^2 \times \pi \times LN \times \frac{1}{1,000} = \left(\frac{\quad}{2}\right)^2 \times 3.14 \times \quad \times \frac{1}{1,000} = \text{CC}$$

小数点以下を繰上げ  
(小数点以下繰上げ前 CC)

★ 改造前又は改造後がミニカーの場合は、写真2枚を添付してください。

- ① スケール(定規)を当て、輪距がはっきり確認できる写真。
- ② 車両全体の写真。

## 注1

地方自治体で登録できる3輪以上の原動機付自転車(ミニカーも含む)は、総排気量50cc(定格出力0.6kw)以下のものです。

総排気量50cc(定格出力0.6kw)を超えるものは、自動車検査登録事務所(車検場)です。

<お問い合わせ先> 足立自動車検査登録事務所【自動音声案内】050-5540-2031

変更者の住所  
(変更者の所在地)

変更者の氏名  
(変更者の名称・氏名)

<石ずり添付箇所>  
(車台番号を書類で確認できない場合は、添付してください。)

なお、この件に関して生じる一切の責任は、私が負いますことを申し添えます。

令和 年 月 日

申立人の住所  
(申立人の所在地)

申立人の氏名  
(申立人の名称・氏名)

## 改造される場合は、次のことにもご注意ください。

『改造証明書・改造申立書』に基づき、税額の区分が変更になりますので、新たに標識を交付いたしますが、走行性や安全性について葛飾区が保障するものではありません。

改造することにより、国土交通省で定める「形式認定番号」からは外れます。

改造等を虚偽申告した場合は、地方税法第463条の20の規定により罰せられます。

また、虚偽申告したことで、交通事故で受け取れるはずの保険金が支払われない可能性もあります。

### ≪ 地方税法第463条の20 ≫（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

…（略）…申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告した者は、30万円以下の罰金に処する。

<お問い合わせ先> 葛飾区役所 税務課 税務係 軽自動車税担当  
電話 【直通】03-5654-8194  
【代表】03-3695-1111 【内線】3244